

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：児童保護費

事業名 発達障がい診療支援促進事業費 (地域医療介護総合確保基金)

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 発達障害支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2618)

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,448 千円 (前年度予算額：11,448 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	11,448	0	0	0	0	0	11,448	0	0
要求額	11,448	0	0	0	0	0	11,448	0	0
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

発達障がいは、早期に発見し適切に支援を行うことがその後の社会生活に有効であることから、平成20年度から発達障がい診療を専門的に行う医療機関に補助を行ってきた。

しかしながら近年、専門的医療機関の初診待機日数等をみると、依然として専門医や専門的医療機関が不足している状況がみられ、専門的医療機関の確保に向けた更なる取組が必要となっている。

本事業により、医療面での支援体制を強化することで、よりきめ細かい発達障がい医療支援の実施を行う。

(2) 事業内容

早期発見・早期支援の観点から、初診待機期間の解消・短縮化を図るため、圏域ごとに発達障がい専門外来医療機関を指定し、財政支援を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

- H25 … 県 10/10
- H26～27 … 地域医療再生基金
- H28～ … 地域医療介護総合確保基金（医療）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
外来診療促進事業		
補助金	11,448	専門外来補助金（10 か所）

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県障がい者総合支援プラン

(2) 国・他県の状況

発達障害者支援法第19条第1項において「都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。」とされている。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	発達障がい診療支援促進事業
補助事業者（団体）	岐阜病院、岐阜赤十字病院、いかわクリニック、大垣病院、養南病院、のぞみの丘ホスピタル、大湫病院、多治見市民病院、高山赤十字病院、飛騨市こどものころクリニック (理由) 各圏域の中核となる医療機関であるため。
補助事業の概要	(目的) 初診待機期間の解消・短縮化を図るため。 (内容) 発達障がい診療を専門的に行う医療機関に補助を行う。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他 （例：人件費相当額） (内容) 月額 106,000 円（月 2 回診療） 月額 53,000 円（月 1 回診療） (理由) 診療にかかる人件費 診察時間の割に投薬等が少ない発達障がいと通常 of 精神診療の報酬差額
補助効果	身近な地域で発達障がいを専門に診療が受けられる体制を強化する。
終期の設定	終期令和 5 年度 (理由) 岐阜県障がい者総合支援プラン

（事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>発達障がい児の支援にあたっては、障がいを早期に発見し、医療と福祉が連携しながら支援を行っていくことが必要である。各圏域に発達障がいを専門に診療できる医療機関を整備し、身近な地域で診療や相談支援が受けられる体制を強化する。</p>

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H19 年度末)	実績 (R2 年度)	目標 (終期)
① 専門外来設置機関数	0	10	12
②			

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	8,260 千円	10,176 千円	10,176 千円	11,448 千円	11,448 千円

指標①目標	6	9	9	10	10
指標①実績	6	9	9	(推計値) 10	(推計値)
指標①達成率	100%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) %
指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率				(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

専門外来医療機関において24,104件の診療を実施し、より多くの発達障がい児者が、身近な地域において、早期に適切な支援を受けることができた。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

圏域によって数か月の初診待機が生じている医療機関があるため、改善が必要である。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い、△：必要性が低い

(評価) ○ 依然として初診待機期間の長期化が続いており、県の補助により発達障がい診療体制を確保していくことが必要である。

・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）

○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△：まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) ○ 各圏域において、圏域発達障がい支援センターを軸とした福祉的な支援と、発達障がい専門外来医による医学的な支援が一体となり、効果的な支援を行う事が出来ている。

・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）

○：効率化は図られている、△：向上の余地がある

(評価) ○ 発達障がい専門医が研修や会議等へ参画を行うことにより、医療と福祉が連携して支援に当たる事ができ、効率化が図られている。

(事業の見直し検討)

発達障がいに関する認識の高まりとともに、診療希望者数は増加しており、年間 24,000 件以上の診療をしても、待機月数があり、継続して事業を実施することが必要（初診待機期間が長期化している圏域は拡充することも検討）と考える。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

見直し検討のとおり、診療希望者数の増加による年間診療件数及び待機者を考えると事業の継続が必要である。